

予算常任委員会

平成19年9月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

伴 吉晴

中川 議長

○浦野 圭司

嶋田 善行

宮崎 和彦

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長

教 育 長

総 務 課 長

住民生活部長

健康推進課長

建 設 課 長

上 水 道 課 長

教委総務課長

小城 利重

栗本 裕美

清水 建也

西本 喜一

植村 俊彦

加藤 保幸

植嶋 滋継

野崎 一也

副 町 長

総 務 部 長

企画財政課長

福 祉 課 長

都市建設部長

上下水道部長

会 計 管 理 者

芳村 是

池田 善紀

西巻 昭男

西川 肇

藤本 宗司

谷口 裕司

浦口 隆

3. 会議の書記

議会事務局長

藤原 伸宏

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、木田委員

委員長

皆さんおはようございます。全委員出席されておりますので、ただ今より、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第32号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

西巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは議案第32号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

前回の委員会におきまして今回予算補正をお願いしております内容につきましては、一定のご説明をさせていただき、その後におきまして変更、追加等ございませんが、本議会定例会に提出させていただい

ております予算補正書に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。まず歳入からご説明をさせていただきます。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金では、平成19年度の交付額の決定によりまして、第1目地方特例交付金の児童手当特例交付金で、12万円の増額補正を行うものでございます。また、第2項特別交付金、第1目特別交付金では、同じく平成19年度の交付額の決定によりまして、1,351万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税では、平成19年度の普通交付税交付額の決定によりまして、第1目地方交付税で、4,114万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

8ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金の総務費寄附金で、町制60周年記念事業として、町内企業様2社よりご寄附いただきましたことから、40万円の増額、また、福祉費寄附金では、去る6月22日に福祉基金へのご寄附をいただきましたことから、10万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で、平成18年度一般会計の剰余金の確定によりまして、1,311万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第21款町債、第1項町債についてでございます。町債の発行につきましては、前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、今年度におきましても、実質公債費比率が15.2%となり、同意による発行の条件である18%以下となりました。このため、現段階での同意予定額等に対応する予算措置が必要になりましたことから、第1目民生債の総合福祉会館建設事業債で、1,240万円の増額補正、9ページにお移りいただきまして、第5目臨時財政対策債では、40万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入に関わります予算補正の内容でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。１０ページをお開きいただけますでしょうか。

第２款総務費、第１項総務管理費では、第６目企画費で、歳入でご説明申し上げました町制６０周年記念事業への寄附金４０万円を財源振り替えさせていただくものでございます。

次に、第３款民生費、第１項社会福祉費では、第１目社会福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました福祉基金への寄附金１０万円を福祉基金に積み立てさせていただくものでございます。また、第１４目（仮称）総合福祉会館建設事業費では、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設にかかります今年度前期の起債同意予定額の確定によりまして、１，２４０万円を財源振り替えさせていただくものでございます。

１１ページにお移りいただきまして、次に、第７款土木費、第４項都市計画費では第２目公共下水道費で公共下水道事業債の充当率が国庫補助事業、地方単独事業とも１００％に引き上げられた事によりまして、平成１９年度前期の起債同意予定額が増額し、公共下水道事業特別会計におきまして特定財源の確保が図られました事から一般会計からの繰出金６，７７０万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に第１２款予備費、第１項予備費では、第１目予備費で、今回の補正から生じました財源１億２，１７６万３千円を、今後の財政需要に対応するため、留保させていただくものでございます。

恐れ入りますが、４ページにお戻りいただけますでしょうか。第２表債務負担行為の補正についてでございます。

前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校の３校において、学校給食調理・洗浄業務の民間導入を行い、より安定した人員を確保してまいりたいと考えております。このため、業務委託の入札に必要な額７，４４３万６千円を限度額とし、また期間を平成１９年９月２７日から平成２２年３月３１日までとした、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

最後に、第3表地方債の補正についてでございます。歳入のところで申し上げましたとおり、起債同意予定額等の確定によりまして、限度額の変更をお願いしているところでございます。その内容は、総合福祉会館建設事業で15億560万円、臨時財政対策債で2億8,550万円となっております。

それでは1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。
それではすいません、私の方から少しお尋ねをしたいという風に思っています。

この総合福祉会館の新たな地方債のところですが、金額にして1,240万円なんですけれども、この内訳を少し教えていただけますか。

企画財政課長 ただ今ご質問にございました総合福祉会館建設事業にかかります町債の確定につきましては、当初予算の編成時におきましては事務費分にかかる町債の借入を最小限度にしか見積もっておりませんでした。しかしながら、各工事の契約も終了し、ほぼ事業費が固まりましたことから、最大限、全体事業費の2.75%の事務費を算入し、起債承認の申請を行い、同意予定額の確定をいただいたところでございます。このことによりまして1,240万円の増額をお願いしているところでございます。なお、本町債は旧地域総合整備事業債、継続分を活用しているところでございまして、後年度、元利償還金の約50%が普

通交付税の基準財政需要額に交付税算入されるところでございます。

委員長 すいません、あとですね、今回町内企業さんからご寄附をいただいております分が企画費に入っていますけれども、これは今年度、60周年事業のいろんな事業をされるところに、そのまま使われるという認識をしておいたらよろしいですか。

企画財政課長 町制60周年記念事業の寄附金でございますが、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、今回につきましては町内企業様2社からあわせまして40万円のご寄附をいただいたところでございます。町制60周年記念事業としてご寄附をいただいておりますことから、この趣旨等が分かるように町制60周年記念事業を総括しております企画費で特定財源と受入れさせていただいたものでございます。

委員長 そしたらすいません、もう一点だけ。一般質問でも私さしてもらったんですけど、今回学校給食の調理洗浄業務について委託という事で補正が上がってますけれども、本来やったらこれは計画性をもって当初予算で計上して審議をするべきものなのかなという風に思うんですけども、前回の委員会でそうせざるを得なくなった事情というのは一定説明いただいたんですけども、本当だったら補正予算ではなく当初予算で計上するべきやということで、補正予算を組まなくてもいいように努力をいただいとると、人材の募集についてご苦労いただいとるという風に思うんですけど、その経緯についてお尋ねをしておきたいと思います。

教委総務課長 今ご質問の当初の予算に計上すべきではないかという事のご質問でございますけれども、斑鳩町の町立の学校におきまして現在の自校調理方式を意識しながら、より安定した人員を確保しながら経費節減につなげるために、平成19年度から斑鳩南中学校におきまして調理洗浄業務の民間委託の導入をいたしたわけでございます。当初計画では

町職員の退職に合わせまして順次導入する事という事で計画をいたしておりました。当初、平成22年度に学校栄養職員が廃止しております学校から順次行うという事で、当初平成20年度につきましては、斑鳩東小学校で学校給食の調理洗浄業務の民間委託を導入する計画でございましたけれども、平成19年度予算の上程時期に臨時職員の募集に応募者がいないという事で、更に2次募集を行いながら対応させていただきましてけれども、なお給食開始直後にですね、臨時職員のさらに退職が続きまして、補充の職員がなかなか見つからないといった状況で、ハローワーク等におきましても色々募集をかけましてようやく今現在に人員の確保ができたという状況から、今後学校給食にかかります人員確保が難しい状況というところで、このままでは安定した給食提供に支障が生じると判断いたしまして、補正予算の対応とさせていただいたわけでございます。また斑鳩南中学校の実績とも合わせまして検討を重ねました結果、平成20年度には斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校で学校給食調理洗浄業務の民間導入を行うと決定したわけでございます。なお、斑鳩小学校につきましては今現在町職員が本年度末で2名退職という事で5名残りますけれども、その方が従来どおりの学校給食の調理洗浄業務を行っていただくという事になってございます。以上でございます。

委員長 給食調理員さんにつきましては、業務が本当に大変やという事でなかなか来手がないという事で、町の方もそれに対していろんな工夫をして人を集めるという努力をしていただいているという風にお聞きをしていますけれども、これまで臨時職員さんの賃金について色々言わせて頂いてきましたけれども、改めてその考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

町 長 以前から申し上げてますように給食調理員の臨時の場合はやっぱり夏休みとか期間がありますし、やっぱりそういう不安定な関係もございますから、やっぱりお金たくさんじゃない人はいいいわけですけども、

750円としてもやっぱりなかなか来ない。来られても辞めていかれるという状況で、なかなかやっぱり給食調理員というのは難しいというのか、以前から指曲がり症とかいろんな関係等もございすけれども、やっぱり持ち物を持ちますからね、最近のやっぱり傾向は物を持つという事はなかなかやっぱり腰を痛めるとか、いろんな関係から立ち仕事とかいろんな関係等で、やっぱりなかなか給食調理員というのは、現場というのは難しいと思っております。そういう点について雇用の関係というのは非常に難しい。そしてまた今、野崎課長が申したように南中学をやりますとやっぱり生徒、保護者がなかなかこの給食はいいという評価をいただきますから、出来ればやっぱり今現在、斑鳩南中学だけだというんじゃないしに、出来ればやっぱり斑鳩中学校も、あるいは東も西もやってですね、小学校だけは自校方式を導入してますけど、現有メンバーで2、3年でもいければ、あるいはそういう点を考えて、十分配慮をしていくという事です。

委員長

当初ですね、臨時職員さんの賃金のカットの時に720円に下げるところを750円という事で一定しんどい部分で、なかなか人が集まらないという事で対策はしていただいているのかなという風には思いますけれども、やはり現状として人が集まっていない状況ですね、これについては今後もいろんなところで問題が出てくるんじゃないかなという風に思っておりますし、またこうして今回、事情が事情ですけれども補正という形で組まなければいけなかったというのは、私はやはり計画に沿って当初予算の目的を執行していただきたいという風に思いますんで、今後につきましても人材確保の部分については、これまでも申してきましたように十分配慮をいただいて、対応していただきたいという事を要望しておきたいと思います。

教育長

今回、債務負担行為を起させていただきましたのは、4月当初から業務を委託しているという計画をいたしております。そのためには事前に業者の決定をしなければならない、という事から債務負担行為の

措置をとらせていただいて、これによって事前に２月ないし３月に契約をさせていただいて、そして４月１日から業務を出来るように準備、研修あるいは健康診断、そういうものを全て完了をさせていきたいという事から、事前にその業者を決める選定をしたい、契約をしたいという事でこういう措置をとらせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 委員の皆様からございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもちまして、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第３２号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第３３号、平成１９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 健康推進 課長 それでは議案第３３号、平成１９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進 このたび補正の内容につきましては、平成１９年度の老人保健拠出

課長

金及び介護納付金の確定に伴うものなど、前回の当委員会でご説明いたしましたとおりでありまして、変更はございません。それでは補正予算書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。まず歳入からご説明申し上げます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございます、156万円の減額をお願いするものであります。その内訳は、第2節の介護納付金分現年分で737万6千円の減額。これは介護納付金の確定に伴うものであります。第3節医療給付費分過年分につきまして581万6千円の増額をお願いするものであります。これは平成18年度の精算によります追加交付を受けるためのものがございます。第2目老人保健医療費拠出金負担金は828万5千円の減額をお願いするものでございます。これは老人保健拠出金確定に伴うものでございます。同じく国庫支出金の第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金でございます。495万4千円の減額でございます。その内訳は、第1節の医療給付費分普通財政調整交付金としまして212万5千円の減額。これは老人保健拠出金の確定に伴うものでございます。また第2節の介護納付金分普通財政調整交付金につきまして、282万9千円の減額をお願いするもので、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に7ページでございます。第3款療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金でございます。913万1千円の増額をお願いするものでございます。平成18年度の精算によりまして追加交付を受けるためのものがございます。

第4款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金でございます。371万6千円の減額をお願いするものでございます。その内訳は、第1節医療給付費分普通財政調整交付金で159万4千円の減額をお願いするもので、これは老人保健拠出金確定に伴うものでございます。また第2節介護納付金分普通財政調整交付金で212万2千円の減額をお願いするもので、これは介護納付金の確定に伴うもので

ございます。

8 ページでございます。第9款諸収入、第2項雑入でございます。第6目雑入で4, 298万2千円の減額、また第7目で歳入欠かん補填収入で、121万9千円の減額をお願いするものでございます。まず第7款の歳入欠かん補てん収入でございますが、これは前年度繰上充用金の確定に伴うものによる減額でございます。また第6目雑入でございますが、このたびの補正予算におきまして、歳出の減額とそれに伴う歳入の減額の差の4, 298万2千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。9 ページでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費でございます。これにつきましては国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金の補正に伴いまして、第1目の一般被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者等療養給付費の財源内訳を変更するものでありまして、予算額の増減はございません。

10 ページでございます。第3款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金でございます。1, 699万8千円の減額をお願いするものでございます。本年度の老人保健拠出金が確定したため、予算額との差額を減額するものでございます。

第4款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金でございます。3, 536万8千円の減額をお願いするものでございます。本年度の介護納付金が確定したため、予算額との差額を減額するものでございます。

最後に第10款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金でございます。121万9千円の減額をお願いするものでございます。本年度の前年度繰上充用金が確定しました事によりまして、予算額との差額を減額をお願いをするものでございます。

それでは恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。朗読いたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上で、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
課長 2号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等ございましたらお受け致したいと思
います。

ございませんか。

そしたらこれにつきましても1点だけ私の方からお尋ねをいたしたいと思
いますけれども、本来その他のところであるべきなのかもしれませんが、国保会計に関わってという事で、当初予算の時にですね、乳幼児医療費の拡大に伴って、事務経費等について県の方から補助金が出るのかどうかというところで、その時点ではまだ確認が出来てなかったという事ですので、改めまして今その補助金っていうのは県から出てるのかどうか、お尋ねしたいんですけれども。

健康推進 乳幼児医療の助成費につきましては原則としましては県から2分の
課長 1の補助を受ける事となっております。ただ、所得制限を緩和したりあるいは自己負担金額につきましても市町村が負担してる分につきま
しては、町単独事業ですので補助金はありません。また乳幼児医療だけではなく福祉医療全般に関わって、事務費の経費につきましても補助金
は出ております。

委員長 すいません。事務費っていうところ、僕の言い方ちょっと悪かった
んですけど、システム変更業務委託料の部分について町でやらなければいけない。

健康推進 新しいシステム変更にかかる件につきましては、現在も県に対して
課長 補助金をつけていただくよう要望をしているところでございます。

委員長　　これまでも国や県の方から制度改正に伴って色々町がやらなければいけない事があるにもかかわらず、お金のほうがおりにこないという事で全部町が持ち出しをしなければいけないという事については、いろんところで指摘もさせていただいてますし、職員のみなさんも意識を持って頂いて、県や国に対しても要望いただいてるようなんで、引き続きお願いしたいと思います。

他にございませんか。

(　　なし　　)

委員長　　それではこれをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(　　異議なし　　)

委員長　　異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長　　議案第34号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明をさせていただきます。まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(　　議案書朗読　　)

上下水道　　それでは恐れ入ります、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説

部長

明させていただきます。

まず6ページをお願いいたします。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で下水道事業債の増額によりまして6,770万円減額、第7款町債、第1項町債、第1目下水道事業債で、本年度より地方債充当率が上げられたことによりまして6,770万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入ります、次に歳出でございます。7ページをお願いいたします。

まず、第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管きよ等新設改良費でございますが、公共下水道事業費繰入金の減及び公共下水道事業債の増により、財源の振替をするものでございます。

第2款流域下水道費、第1項流域下水道費、第1目流域下水道事業費でございますが、流域下水道事業費繰入金、流域下水道事業債の増及び奈良県流域下水道事業推進資金の減によります財源の振替をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金でございます。下水道公債費繰入金の減によります財源の振替をお願いするものでございます。

最後に3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。まず、公共下水道事業でございますが、第7款町債で公共下水道事業債の増額に伴い、限度額を7億3,660万円に、次に、流域下水道事業でございます。流域下水道事業債の増額に伴い、限度額を6,080万円に、また、奈良県流域下水道事業推進資金につきましては、県の流域下水道事業費の変更に伴いまして0にそれぞれ変更をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入ります、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

(予算書朗読)

上下水道
部長 以上、簡単ではございますが、議案第34号、平成19年度斑鳩町
公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせて
いただきます。よろしくご審議賜りまして、何卒、原案どおりご承
認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 嶋田委員。

嶋田委員 ただ今説明いただきまして、結局総額は変わらずに、ただ単に振替
え、単純に振替えやという事の解釈でよろしいんですか。

上下水道
部長 起債充当率が簡単に言いますと補助対象が90%、もともと90%、
単独対象95%でしたのが、100%それぞれ充当になりましたとい
う事で、単に歳入が増えましたので財源振替えをさせていただいて、
一般会計繰入金が減額になりまして、という形になっております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可
決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会と
して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（4）議案第35号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別

会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第３５号、平成１９年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明させていただきます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 補正予算の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただいたとおりであります。平成１８年度の決算の確定に伴います補正でありまして、変更はございません。予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明させていただきます。恐れ入りますが４ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入からご説明させていただきます。第９款繰越金、第１項繰越金、第１目繰越金では、平成１８年度の決算の確定に伴い、介護保険給付関係の歳入と歳出の差額において、歳入金額の方が多かったため、その差額について平成１９年度に繰越す事になります。その繰越金額分３，３３７万３千円の増額補正をお願いするものであります。

次に歳出についてご説明させていただきます。５ページでございます。

第４款基金積立金、第１項基金積立金、第１目介護保険給付費準備基金積立金では既定予算額に２，３２９万６千円を増額し、計３，９５３万２千円とするもので、平成１８年度の決算の確定に伴いまして繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金に積立てるための増額補正をお願いするものであります。

次に第６款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金、第１目第１号被保険者保険料還付金では既定予算額から１０万３千円を減額し、計８９万２千円とするもので、平成１８年度の保険料還付未済金として第１号被保険者保険料還付金が確定した事に伴いまして償還金利子及

び割引料の減額補正をお願いするものであります。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。第2目償還金では、既定予算額に1,018万5千円を増額し、計1,018万7千円とするもので、平成18年度において給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費国庫負担金等を国、県、支払い基金から受けておりまして、翌年度精算として平成19年度にこの超過交付額を返還する事から償還金利子及び割引料でその増額補正を行うものであります。それでは補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。朗読させていただきます。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが議案第35号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等をお受け致したいと思います。
浦野委員。

浦野委員 5ページの基金積立金なんですけど、介護保険事業はこれから高齢化社会にどんどん突入して参りますので、なかなか財政難だと思うんですけど、現況の積立基金の積立金額をお聞きしたい。それとこういった給付準備基金の性格と言いますか、目的について確認しときたい。

福祉課長 まず一点目の介護保険給付費準備基金の現在の資産高といいますか、積立額の額でございます。まず平成18年度末の現在高では3,523万5,116円でございます。今回2,329万6千円という形で積立をいたしますので、現在高につきましては5,853万1,116円となっております。

次に介護保険給付準備基金積立金につきましては介護保険事業を推進する上で、その年度によりまして予定しておりました事業計画よりも給付費が多くなる場合もありますし、また少なくなる場合もございます。そういう場合に備えまして多くなった場合に備えまして、あらかじめ準備基金というものを設けましてそれに備えるというものでございます。またこの準備基金につきましては保険料の設定というところでまず3年間の事業計画、3年間の計画を立てます。その給付総額から保険料を算出しておりまして、その一事業内でその給付費また保険料がトータルプラスマイナス0となるように設定しております。ですので事業計画1年目につきましては歳入の方がどうしても多くなり、余剰金として出てきます、その分を積立てる。2年目については事業計画は中間年でありますので平均という形で歳入、歳出トントンになるという計算でございまして、3年目につきましては歳入よりも歳出が多くなるという形でございます。ですのでこの一年目に積立てておりました余剰金を3年目、不足する分に補うという事のものでございます。以上でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもちまして質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員の皆様から質疑、ご意見等がございましたらお受けいたしたい
と思います。 嶋田委員。

嶋田委員 当委員会、一番最初にもちょっとお尋ねしたと思うんですけど、このその他っていうのがね、どうも、どういう範囲でその他になっていくのかというのがね、ちょっと分かりませんもので、そこら辺明確なライン言うんですかね、そこらへん引いてはどうかなと。以前にも言いましたけれども、休憩でもとっていただいて委員さんの意見を聞いていただいても結構かとは思いますが。

委員長 私の方もちょっとその他のところで一点、予算委員会としてその他で質問させてもらうんやったらと思って一つ質問させていただこうかなと思ってるんですけども、今、嶋田委員からご意見いただいたところで非常に難しいところではありますけれども、ラインを引くという事につきまして、ちょっとその点について他の委員さん。

嶋田委員 私思うにはですね、この付託案件等に関してですね、それに関してのその他、先ほど委員長が議案第33号の時ですかね、ちょっと質問されましたけれども、そういう風な形のものがその他であろうと、この予算委員会の中では、あろうとは思いますが。そうでないと、ものすごく広範囲にわたってきますんで、そこらへんある程度の縛りをつけといてもいいんじゃないかなと思います。せやから付託案件に関する事でという形、に関する事でね、どうかなと思いますけどね。と言うのはこれもう、各所管委員会通ってきてる分ですよってにね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長

再開いたします。

嶋田委員からいただきましたご意見については、他の委員さんからも色々ご意見聞かしていただく中で、予算委員会として経過を見ながら今後の方針については検討していきたいという事にさせていただきたいと思います。

すいません、そしたら一点だけ、私の方から。ちょっといろんな考え方があるかと思いますが、先日担当の建設水道常任委員会でもご報告がなされてましたけれども、いよいよ今週土曜日、観月祭が開催されるという事で予算委員会として予算の面から数字の点について状況ですね、どういう状況になっているのかというのを少し確認させていただきたいと思うんです。予算書の方では会場設営委託料という事で数字を挙げていただけてますけれども、観月祭を開催するにあたっての予算、経費がいくらかかるのかという事と昨年度実際に開催していただいて、入場、チケットの販売ですね、それがいくらあったのか、入場客数等数字について状況を確認させていただきたいと思います。

町 長

今、嶋田委員がその他でおっしゃったように、私はそれは当初予算の関係で予算を組まれてる中で、やっぱりこれだけ経費がかかります、と予算委員会で質問されたら必ず答弁するわけですから、また今あってこういう事が出たら、この費用はどうやとか、予算を通していただいて、一番大事なのは予算を通していただいたかてその執行に対してはより極力、その予算であっても削減できるところは削減するような努力をさせていただく事が一番大事なんです。だから我々としてはやっぱりチケットの販売についても、1,000枚やったら1,000枚をやっぱり売っていこうと、職員がやっぱり手分けをして、それでも100万円です。費用は350万かかるわけです。残り250万赤字なんです。だけどこれはやっぱり議員の皆さん方も観月祭は続けてやっていこうという中で当初は無料やったんです。無料の中でやっぱり千円でもいただこうという事で千円徴収したんです。そういう経緯

はやっぱりあるわけです。今の予算委員会のその他でそういう事をおっしゃっていただいて、今さらなんぼかかりまんねん、これにかかりまんねん、あくまでも出来るだけ今年も、いつもやったら春日大社で舞台を借りていたら、あれはもう必ず尾田組さんが必ずあそこで仕事をするんです。そしたらやっぱり100万という費用がかかるんです。それはもう避けて、そういう委託してる椅子とか借りれる道具屋さん出来るだけ極力安くしてくれという事で今年も職員は交渉してるんです。音響一つにしたかて立派な音響やったらやっぱり150万、200万かかるんです。それを極力、東大寺とか色々なところへ見に行つてその音響屋さんはどこの音響屋なのか、なんぼくらいかかるのかというデーターを採りながらやっぱり資料を作成しながら職員は、私はやっぱりその場その場をみながらやっぱり安くしていこうという事で極力、設備をやってるわけです。ただ予算的には350万という形では予算組んでますけれども、極力やっぱり経費をかからないように100万円というチケットの券売をしていくわけです。やっぱりそれだけの100万円で足りないわけですから。出来るだけ穴埋めを、極力赤字を少なくしていこうという、やっぱり職員が冗費節減というのか、やっぱりそういうものをしながらやる。嶋田委員がおっしゃるように文化というのは金がかかるんだと、私が言うように金がかかるんだと。しかしその金がかかるけれども金にかかってもやっぱり皆さん方がこの斑鳩の金剛の能の発祥地だという事で金剛の能を見に来る。私も来年からはまた一つ、金剛よりもまた奈良県でやってる能もありますから観世流もありや金春もありや、皆ありますから順番に変えていく事も一つの方法だし、金剛流の発祥地は発祥地ですけれどもいつまでも金剛流ばかりをやってる事が、やっぱり作品が変わってきますから、その中で金春もそういうことも考えていこうという職員とも協議をしながら、やっぱり職員も特にアイデアを出していただけるんです。これ程やっぱり職員が現場、奈良県で行われる、あるいは関西で行われる能舞台を見に行きながら、あの舞台はどうやったとか色々な事を研究して出来るだけ経費のかからないように、あの上宮遺跡公

園というのは非常に舞台が組みやすいというのか、藤棚があってですね、あのところに舞台が組めるいい場所なんです。そういう事を考えますと出来るだけそういう事をやってるという事で予算的には組んでますけれども出来るだけ極力350万を安く上がるような事をしていこうと、券売は1,000枚という目標で今現在は800枚位は出ておると思いますけども、あと200枚近くですけども出来るだけ努力をして、あさってですから努力をしていきたいと思っております。

委員長

今、数字についてお聞かせいただいたのは、別に数字だけ見て判断しようと、そういう風に言うつもりは全然ないですし、当初予算の時の議論で子どもさんの入場客数が少ないけども、もっと今、町がお金をかけてやっている事ですから効果的な取り組みが出来ないかという事で意見もございましたんでね。いよいよ観月祭が開催されるという事で予算委員会としましても効果について最大の効果をあげていただくために町がどのように考えをされているのかなという事でお聞かせいただく中で、今の状況も把握をさせていただこうという事で数字を聞かしていただいておりますんで。数字だけ見て判断しようとかそういう風には全然思っておりませんので、今、町長の方から色々取り組みについて、考え方についてもご答弁いただきましたけれども、当初予算の時に小学生の入場についても保護者等に色々声をかけてもっと効果的な取り組みができるようにするべきではないかという意見もありましたけれども、その取り組みについてはどのように考えておられますか。

町 長

当初予算の時にもそういう議論がございましたけれども、問題は以前からもやっぱり子どもさん来たら走り回るわけです。だからそういう事についてはやっぱり斑鳩小学校で今総合学習の中で能をやっておられる中で、その方々の保護者と一緒に来ていただくんだったらこれはもう許可をしていこうと、極力そういう事で以前から真剣にやっている事が、周辺を焚き火をしますから危ない事もございますから、やっ

ぱり子どもさんは走るんです。そしたら子どもやからええやないかという事になったかて、やっぱり千円払って来てる方は、関心の高い方はそんな事したらかなんやないか、せつかく我々一生懸命見てんのに、という事にもなりますから、そこらは以前から子どもさんが少ないというよりも、子どもさんは来てほしいけれども保護者と一緒に来てやっぱり必ずそういう事を観ていただきたい、観賞していただきたいという事の気持ちですので、何も多いから、少ないからというよりも一種の金剛流の能というのは観賞の、よく言われるのは奏でる人がありや聞き手がある。聞き手が上手であれば奏でる人もやっぱりのってくるわけです。その事をやっぱり考えなかったら、人数が多いからどうかという問題よりも、能が好きなんだという気持ちを持っていたかなかったら、誰でもいいんだと、上宮の公園へ来て下さい、という事には私はならない。そういう事をやっぱり皆さん方が子どもさんやったら私見ましょと、その子どもさん見るよってに一緒に行きますよと言って木澤委員さん来てくれはったらそれで一番いいわけですけども。そういう事を私は期待するわけです。

委員長

保護者の方と一緒に来ていただいて子どもさんも総合学習等で積極的に進めていただいている中で、町の方も公費をかけてやる分については、いろんな町内外含めてたくさんの方に見ていただけるという事が一番効果的であるという風に思います。今お聞きしますと色々ご努力もいただいておりますので、引き続きましてより効果的な取組みが出来ますようお願いをしておきたいという風に思います。

他にございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員

先ほどご説明いただいた分で公共下水道事業債、流域下水道事業債ですね、片方が6, 790万、もう一つの流域下水道の方が150万と、非常に私あまりこのあたりよく知らないんですが、金額の差がすごくあって事業の内容の違いから出ているものと私は考えているのですが、そのあたりもう少し詳しくご説明お願いしたいと思いますので

よろしくお願いします。

委員長 伴委員、基本的に議案に関わる事については、その議案の時に質問はいただきたいんですけれども。

答弁いただけるんでしたら。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 まず公共下水道事業債につきましては単純に純然たる公共下水道、面整備とか幹線工事とかご存知のとおり進めておりますけれども、その事業費に対する起債という事でございます。従来、補助裏と言いまして補助金に対する補助事業に対する起債が90%、単独事業に対する起債が95%充当されていましたが、それぞれ10%と5%アップされたという事でございまして、それに対する起債が6億6,870万から7億3,660万にアップしたと。そして流域下水道事業債につきましても、これも算定根拠につきましては難しいんですけれども、その算出する根拠の中で実際、もともと町が負担すべき部分の地方債部分に対しまして100%充当されてるとか色々ありましたけれども、その中でこれに対する事業費もアップした事に基づきまして150万だけあがったという事でございます。ですから純然たる事業の種別がまた違いますので、そうした事からこの差があるにご理解いただきたいと思います。ですから公共下水道事業につきましては、非常に整備事業費が大きいのです、それに対する10%、5%アップ率というのは額として大きく出てくるという事でご理解いただきたいと思います。

委員長 他に委員さんから質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは理事者の皆さんの方からは特に報告いただくような事はないですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもちましてその他につきましても終わらせていただきます。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって予算常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

(午前10時09分 閉会)

